

「金融機関口座振替によるお支払いに関する約款」変更のお知らせ

いつもコープこうべをご利用いただき、誠にありがとうございます。

「金融機関口座振替によるお支払いに関する約款」を、下記の通り2026年4月20日付で変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の対象となる約款

「金融機関口座振替によるお支払いに関する約款」

2. 変更内容

分割払い供給（コープクレジット供給）、ボーナス払い供給に関連する条項を削除

- ・ 第4条2項の文言修正
- ・ 第6条、第8条、第9条1項5号・第14条3項を削除
- ・ 条文の削除に伴い、第6条以降の条番号を繰り上げ

※ 具体的な変更内容につきましては、次頁以降の新旧対照表にてご確認ください。

3. 本件変更の適用時期

本件変更の効力発生日は、2026年4月20日（月）とします。

4. 本件に関するお問合せ先

コープこうべ 暮らしの情報センター

固定電話・公衆電話(無料) 0120-44-3100

携帯電話・IP電話(有料) 0570-09-2100 もしくは06-7636-2000

★ガイドンスに従って「9（店舗・その他に関するお問い合わせ）」を選択ください。

受付時間 火～土曜 8:30～19:00 日・月曜 8:30～18:00

※ただし「銀行お届け印に関するお問い合わせ」は、金融機関にお問い合わせください。

新旧対照表

変更後（2026年4月20日～）	変更前
<p>第4条（代金等後払い方式による支払い） ～（略）～</p> <p>2 生協により商品等の供給代金等の後払い方式を認められた組合員は、生協所定の手続きにより、月末払い供給、ボーナス払い供給、（削除）短分割払い供給、分割払い供給（削除）のうちから選択して商品等の供給代金等を支払うことができます。ただし、生協が適当でないとした場合は組合員の選択を認めない場合があります。</p>	<p>第4条（代金等後払い方式による支払い） ～（略）～</p> <p>2 生協により商品等の供給代金等の後払い方式を認められた組合員は、生協所定の手続きにより、月末払い供給、<u>ボーナス払い供給</u>、<u>短分割払い供給</u>、<u>分割払い供給</u>のうちから選択して商品等の供給代金等を支払うことができます。ただし、生協が適当でないとした場合は組合員の選択を認めない場合があります。</p>
<p>第6条（ボーナス払い供給） <u>（削除）</u></p>	<p>第6条（ボーナス払い供給）</p> <p>ボーナス払い供給とは、生協が組合員に対し一定の期間に供給する商品等の代金等を、生協が指定した支払月から組合員が選択し、その支払月の5日（5日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）に、組合員が一括後払いする供給方法をいいます。</p> <p>2 ボーナス払い供給として取り扱う対象商品等は、単品価格が1万円以上のものとします。ただし、食料品および生協所定の商品等については、ボーナス払い供給の対象とはならないものがあります。</p> <p>3 ボーナス払い供給契約は、組合員から前項の対象商品ごとに生協所定の方法（以下「信販供給申込書」といいます。）による申し込みがあった後、生協が所定の信用調査等の手続きをもって承諾した時点で成立するものとします。</p> <p>4 ボーナス払い供給において、原則として、支払期日までの金利および手数料は発生しないこととします。</p>
<p>第8条（分割払い供給） <u>（削除）</u></p>	<p>第8条（分割払い供給）</p> <p>分割払い供給とは、本条記載の方法に基づき、商品等の供給代金等から契約時点での支払金額（以下「頭金」といいます。）を除いた金額（以下「残金」といいます。）を2カ月以上の期間にわたり、かつ3回以上24回までの月賦後払い方式により商品等の供給をすることをいいます。</p> <p>2 分割払い供給として取り扱う対象商品は、生協が指定した商品で残金が10,000円以上のもので、かつ、割賦代金等の1回の支払金額が3,000円以上となるものとします。</p> <p>3 分割払い供給契約は、組合員から前項の対象商品ごとに信販供給申込書による申し込みがあった後、生協が所定の信用調査等の手続きをもって承諾した時点で成立するものとします。なお、組合員が申し込み時に支払った申込金は、分割払い供給契約成立時点において頭金に充当されるものとします。</p> <p>4 分割払い供給契約が不成立となった場合には、申込金は生協から組合員に速やかに返還されるものとします。</p> <p>5 商品等は、分割払い供給契約成立後、信販供給</p>

変更後（2026年4月20日～）	変更前
	<p>申込書記載のとおり、生協から組合員に引き渡しまたは提供されるものとします。</p> <p>6 組合員は、残金に信販供給申込書記載の分割払い手数料を加算した合計額を信販供給申込書記載のとおり支払うものとします。</p> <p>7 組合員の割賦返済は、原則として返済回数による均等分割払いとし、分割の単位は100円とします。ただし、100円未満の端数は、初回（初回がボーナス月支払いとなる場合には2回目）に算入されるものとします。</p> <p>8 ボーナス月の返済については、平常月の均等分割返済に代えて信販供給申込書に記載したとおり支払うものとします。ただし、ボーナス返済の総額は残金の半額以内とします。</p> <p>9 組合員が、分割支払金残額を最終履行期日前に一括繰り上げ返済した時は、支払期限未到来分について所定の計算方法により手数料の返還をすることとします。ただし、分割払い供給契約成立の際、手数料を加算していない時は手数料の返還はありません。</p> <p>10 分割払い供給において残金が30万円以上の契約の場合、生協は連帯保証人を求めることができます。信販供給申込書記載の連帯保証人は、生協に対して、代金等支払いその他契約によって生ずる一切の債務につき組合員と連帯して履行の責めに任ずることとします。</p>
<p>第7条（支払方法） ←第9条から繰り上げ 組合員は代金等及び第12条に定める遅延損害金、集金手数料を、原則として、次の各号にしたがい生協に支払うものとします。</p> <p>①（略） ②（略） ③（略） ④（略） ⑤（削除） ⑥（略） →⑤に繰り上げ ⑦（略） →⑥に繰り上げ ⑧（略） →⑦に繰り上げ ⑨（略） →⑧に繰り上げ</p> <p>2 第1項第2号の締め日、支払日については、事業・サービスごとに生協による別途の定めがある場合には、それによることとします。</p>	<p>第9条（支払方法） 組合員は代金等及び第14条に定める遅延損害金、集金手数料を、原則として、次の各号にしたがい生協に支払うものとします。</p> <p>①（略） ②（略） ③（略） ④（略） ⑤ 組合員と同一世帯に属する者で、生協定款により組合員とみなされる者が、信販供給申込書に組合員番号および組合員の氏名を記入して商品等の供給を受けた場合は、組合員は組合員自らが商品等の供給を受けたとみなされて取り扱われることに異議がないものとします。この場合、組合員は、本約款および信販供給申込書にしたがって残金を生協に支払うものとします</p> <p>⑥（略） ⑦（略） ⑧（略） ⑨（略）</p> <p>2 第1項第2号の締め日、支払日については、事業・サービスごとに生協による別途の定めがある場合には、それによることとします。</p>

変更後（2026年4月20日～）	変更前
<p>第12条（遅延損害金）←第14条から繰り上げ ～（略）～</p> <p>第3項（削除）</p>	<p>第14条（遅延損害金） ～（略）～</p> <p>3 第8条の分割払い供給については、組合員は、代金等の支払いにつきその支払期日における支払いを怠った場合は、支払期日の翌日から完済の日まで期限の経過した分割払金に対して民事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払回数が3回未満の場合には、支払期限を経過した金額に対し、年14.60%の割合（1年を365日とする日割計算）による遅延損害金および集金手数料（繰越請求発生時に加算される毎月一定額の事務手数料）を支払うものとします。</p>